

『聾瞽指帰』における中国故事の受容に関する一考察

——『瑠玉集』と『蒙求』の古注をめぐって——

柳 川 響

はじめに

『聾瞽指帰』は空海（七七四～八三五）が著した仏教書であり、儒教と道教の二教よりも仏教が優れていることを戲曲的な構成で説いたものである。四六駢儷体で記された本書は、高野山金剛峯寺所蔵の、空海の自筆本とされる写本のみが現存し、国宝に指定されている。同じく空海の著作とされてきた『三教指帰』と比べると、序文と巻末の十韻の詩に相違があるが、本文にはそれほど大きな異同はない。『聾瞽指帰』の序文には「于時、平朝御宇、聖帝瑞号、延暦十六年窮月始日」とあり、『三教指帰』の序文には「于時、延暦十六年臘月之一日也」とある。いずれも延暦一六年（七九七）一月一日の日付が記されているが、『聾瞽指帰』は『三教指帰』に先行して著されたと考えられており、序文に従って延暦一六年に成立

したものとされる^①。すなわち、『聾瞽指帰』は空海が二四歳の時に著述したことになる。そのため、『聾瞽指帰』に受容されている漢籍の影響を検討することで、若き日の空海がいかなる漢籍を学んでいたか、空海の初期の学問的背景の一端を明らかにすることができるのである。

本稿では、『聾瞽指帰』に引用される中国故事について、幼学書や類書を含む漢籍の本文と比較・検討し、空海の学問的背景について考察を行う。そして、『瑠玉集』と『蒙求』の古注が『聾瞽指帰』に影響を与えた可能性について探ってみたい。

一 『瑠玉集』と『蒙求』

最初に、『瑠玉集』と『蒙求』について簡単に整理しておきたい。『瑠玉集』は撰者と成立年代が未詳の類書である。中国では早く

に失われたが、寛平三年（八九一）頃に藤原佐世が撰した日本最古の漢籍目録『日本国見在書目録』の雑伝家に「珣玉十五卷」と記載されており、日本には天平一九年（七四七）の識語が記された第一二巻と第一四巻の写本が残存している。

『珣玉集』と『三教指帰』の関係については三木雅博氏と河野貴美子氏の重要な指摘がある。三木雅博氏は寛治二年（一〇八八）の序を有する成安（生没年未詳）の『三教指帰注集』が『珣玉集』を引用して注釈を付していること、『三教指帰』に『珣玉集』が影響を与えた可能性があることを指摘している。また、河野貴美子氏は成安が四条にわたって『珣玉集』を引用していることを示した上で、三木雅博氏が指摘したように空海が『珣玉集』を参照していた可能性が高いと述べている。

次に、『蒙求』について整理をしておきたい。『蒙求』は唐の李翰の撰した幼学書で、古人の有名な伝記や言行を四字句の標題で表し、類似するものを二句で一对とし、全部で五九六句を収めたものである。李良が玄宗皇帝に奏上した「薦蒙求表（蒙求を薦むるの表）」（国立故宫博物院藏本（故宫本）の巻首にも存す）には「天宝五年八月一日」と年紀が記されているため、天宝五年（七四六）頃の成立かとされている。『蒙求』の標題の下には注があり、元々は撰者の李瀚の注が付されていたが、南宋の徐子光が標題と注を改訂・増

補して補注本を作ったことで、李瀚の自注本（古注本）は次第に姿を消していった。しかし、日本では伝来以来、古注本が広く読まれ、平安時代末期書写の故宮本と鎌倉時代末期書写の真福寺宝生院藏本（真福寺本）は、李瀚の自注本に近い形態を遺していると考えられている。

『蒙求』が日本に伝来した時期は未詳である。なぜか『日本国見在書目録』には著録されていないが、元慶二年（八七八）に陽成天皇の皇弟で、清和天皇の第四皇子である貞保親王（八七〇〜八九二）が『蒙求』を用いて読書始を行った記録が残っている（『日本三代実録』同年八月二五日条）。その時の都良香（八三四〜八七九）の詩序と詩が『扶桑集』巻九に載せられており、三木雅博氏は「日本にも平安朝前期、西暦八五〇年前後までには将来されていたことが確かめられる」と指摘している。なお、故宮本の転写本とされる宮内庁書陵部藏本の『蒙求』には「此蒙求上卷一冊者、弘仁之比渡候書歟（此の蒙求上卷一冊は、弘仁の比渡り候ふ書か）」という寛政六年（一七九四）の法眼謙宜の識語があり、弘仁年間（八一〇〜八二四）頃の渡来かとしている。

いずれにしても『聾瞽指帰』が成立した延暦一六年（七九七）よりも後に伝来したと考えられているため、若き日の空海が『蒙求』を学んだ可能性は低いようにも思われる。そこで、実際に『聾瞽指

帰』の本文を取り上げて、『珮玉集』と『蒙求』という二つの視点から故事について考えてみたい。

二 空海における『珮玉集』と『蒙求』の受容可能性

『珮玉集』と『蒙求』に載せられている故事が『聾瞽指帰』に多く引かれている例として、蠶毛先生論の一節を挙げる。

▽『聾瞽指帰』蠶毛先生論

①懸首刺股之勤、全關心裏、②提觶捕蟹之行、專蘊胸中。③數十燿燿、不聚囊中、④一百青鳧、常懸杖頭。

①首を懸け股を刺すの勤めは、全く心裏に闕く、②觶を提げ蟹を捕らふるの行ひは、専ら胸中に蘊む。③数十の燿燿は、囊中に聚めず、④一百の青鳧は、常に杖頭に懸く。

ここでは蠶毛先生が中国故事を用いて、蛭牙公子が酒浸りで全く勉強をしないことを非難している。①と②、③と④でそれぞれ対を成し、二組の隔句対が並べられているが、内容的には①と③、②と④がそれぞれ対応している。

①「懸首刺股之勤（首を懸け股を刺すの勤め）」とは、後漢の孫敬が繩を首にかけ、戦国時代の蘇秦が錐で股を刺して眠気を覚ましながら勉強したことを述べており、こうした心掛けが蛭牙公子の心の中には全くないことを難じている。③「提觶捕蟹之行（觶を提げ

蟹を捕らふるの行ひ）」とは、晋の畢卓が片手に蟹のはさみを、片手に杯を持って思う存分酒が飲みたいと言った故事を踏まえており、蛭牙公子が酒浸りなことを表現している。④「数十燿燿、不聚囊中（数十の燿燿は、囊中に聚めず）」とは、螢雪の功でも知られる晋の車胤の故事を踏まえ、車胤のように数十匹の螢を袋の中に入れて勉強に励む苦学の精神が蛭牙公子には無いことを難じている。①「一百青鳧、常懸杖頭（一百の青鳧は、常に杖頭に懸く）」とは、晋の阮脩がいつも酒屋に行くための錢（＝青鳧）を杖に掛けていたという故事を引いて、②と同様に蛭牙公子の酒好きなことを表現している。すなわち、①と③で学問に専心した人物、②と④で飲酒に耽った人物を挙げている。

ところで、①の「懸首刺股」のように孫敬と蘇秦の故事を組み合わせた表現は、『三教指帰』の序にも見られる。

▽『三教指帰』序

拉雪、螢於猶怠、怒繩錐之不勤。
（雪螢を猶ほ怠ることに拉ぎて、繩錐の勤めざることを怒る。）

傍線部の「繩錐」は孫敬と蘇秦の故事を踏まえた表現で、これと対になっている「雪螢」は『蒙求』で「孫康映雪、車胤聚螢」「一九三、一九四」として知られる孫康と車胤の故事を踏まえている。

『三教指帰注集』では『瑠玉集』を用いて孫康と車胤の故事を示していることから、三木雅博氏は「年代的に見ると、空海の場合には『蒙求』ではなく、『瑠玉集』によって、この「雪蚩」の表現を生み出した可能性が高い」と指摘し、更に「蒙求」自体も『瑠玉集』により、この項を立てた可能性もある」と注記している。④の孫敬と⑤の車胤の故事が『三教指帰注集』所引の『瑠玉集』に見えることは三木雅博氏によって既に指摘されているところであるが、実は⑥の畢卓と⑦の阮脩についても、現存する『瑠玉集』にそれぞれ載せられていることが確認できる（巻一四・嗜酒「一四、八」）。そのため、この一節を記すにあたって、空海が『瑠玉集』を参照した可能性は大いに考えられそうである。

一方、『瑠玉集』が『蒙求』に影響を与えた可能性も含め、『蒙求』という視点から改めて故事を確認してみると、「孫敬閉戸」「一〇」、「畢卓甕下」「二〇二」、「車胤聚蚩」「一九四」、「阮脩杖頭」「二〇一」というように、『瑠玉集』と同様に、蘇秦を除く四人の故事が『蒙求』に収録されていることに気付かされる。

▽故宮本『蒙求』「孫敬閉戸」「一〇」

楚国先賢伝、孫敬、字文宝。恒閉戸讀書。拒睡則以繩繫頭、懸之梁上。嘗入市。市人見之皆相謂曰、閉戸先生來。帝數徵之而不就也。

『蒙求指帰』における中国故事の受容に関する一考察

（楚国先賢伝に、孫敬、字は文宝。恒に戸を閉ちて書を読む。睡りを拒ぐことは則ち繩を以て頭に繫いで、之れを梁上に懸く。嘗市に入る。市人之れを見て皆相謂ひて曰はく、閉戸先生來ると。帝數しは之れを徵すれども就かざるなり。）

▽故宮本『蒙求』「畢卓甕下」「二〇二」

晋書、畢卓、字茂世。新蔡人也。為性好酒、每日一手持蟹螯、一手持酒杯。少希放逸。後為史部郎、常飲酒闋職。比舍有釀酒姑熟。卓因醉夜至甕間盜飲、為掌酒者縛。明日視之、乃畢吏部也。

（晋書に、畢卓、字は茂世。新蔡の人なり。性と為り酒を好み、毎日一手に蟹螯を持ち、一手に酒杯を持つ。少くして放逸を希ふ。後に吏部郎と為り、常に酒を飲みて職を廢す。比舍に釀酒の姑熟する有り。卓酔ひに因りて夜甕間に至り盜み飲み、酒を掌る者の為に縛せらる。明日之れを視れば、乃ち畢吏部なり。）

▽故宮本『蒙求』「車胤聚蚩」「一九四」

宋略、車胤、字武子。河東人。好讀書。家貧無油。聚蚩火以緝袋盛之、繼日焉。後桓温在荊洲、辟為從事。進爵臨湘侯也。（宋略に、車胤、字は武子。河東の人なり。書を読むを好む。家貧しくして油無し。蚩火を聚めて以て緝袋に之れを盛り、日

に継ぐ。後に桓温 荆洲に在り、辟^めして従事と為す。爵を臨湘侯に進むなり。)

▽故宮本『蒙求』「阮脩杖頭」[二〇一]

晋書、(阮)脩、字宣子。常步行、以百錢挂杖頭、至酒店上便独酣暢。雖当代貴盛、不肯詣也。

(晋書に、阮脩、字は宣子。常に歩行するに、百錢を以て杖頭に掛け、酒店の上に至れば便ち独り酣暢^{かんちやう}す。当代の貴盛と雖も、肯て詣^あらざるなり。)

『聾瞽指帰』の本文と比較すると、典拠と見做し得るほど表現が一致しているとは言えないが、^⑩③の畢卓と④の阮脩の故事が『蒙求』では二句一対となっていることは注目される。故事の組み合わせが共通している点においては、『珮玉集』よりも『蒙求』の古注の方が『聾瞽指帰』の本文と親和性が高いとも言えよう。^⑪

そこで、以下では『聾瞽指帰』の人物に関わる故事を二例ほど取り上げて、『珮玉集』と『蒙求』の古注について更に探っていきたい。

三 『聾瞽指帰』の楊脩の故事をめぐる

『聾瞽指帰』 龜毛先生論では、龜毛先生が姪牙公子に対して賢人と愚人について説く際に、後漢末の楊脩の故事が引かれている。

▽『聾瞽指帰』 龜毛先生論

玉石殊途、遥分九等、狂哲別区、遠隔卅里。

(玉石 途^{みち}を殊にして、遥かに九等を分かち、狂哲 区^{まゝた}を別にして、遠く卅里を隔てたり。)

傍線部では、狂人と哲人との差異は遙か三十里の懸隔があることを示しており、「遠隔卅里(遠く卅里を隔てたり)」という言葉は『世説新語』などに見られる楊脩の故事を踏まえている。

▽『世説新語』 捷悟 [三]

魏武嘗過曹娥碑下。楊脩從。碑背上見題作黃絹幼婦外孫皐曰八字。魏武謂脩曰、解不。答曰、解。魏武曰、卿未可言。待我思之。行三十里魏武乃曰、吾已得。令脩別記所知。脩曰、黃絹色糸也。於字為絕。幼婦少女也。於字為妙。外孫女子也。於字為好。皐曰受辛也。於字為辭。所謂絕妙好辭也。魏武亦記之与脩同。乃歎曰、我才不及卿、乃覺三十里。

(魏武嘗て曹娥の碑の下を過る。楊脩從ふ。碑の背上に題して黄絹幼婦外孫皐曰の八字を作るを見る。魏武脩に謂ひて曰はく、「解するや不^{いな}や」と。答へて曰はく、「解せり」と。魏武曰はく、卿未だ言ふべからず。我の之れを思ふを待て」と。行くこと三十里にして魏武乃ち曰はく、「吾已に得たり」と。脩をして別に知る所を記さしむ。脩曰はく、「黄絹は色糸なり。字

に於いて絶と為す。幼婦は少女なり。字に於いて妙と為す。外孫は女子なり。字に於いて好と為す。皐白は辛を受くるなり。

字に於いて辭と為す。所謂絶妙好辭なり」と。魏武も亦た之れを記すこと脩と同じ。乃ち歎じて曰はく、「我が才卿に及ばざること、乃ち三十里を覚ゆ」と。

曹操と楊脩は嘗て曹娥の碑の下を通りかかった時、碑の背に「黃絹幼婦外孫皐白」の八字が記されているのを見た。楊脩はその意味を即座に悟ったが、曹操には分からず、三十里進んだところで漸く理解した。曹操は自らの才が楊脩に三十里及ばないと言ったという。

この故事は『後漢書』『三國志』といった正史、『文選』の李善注、『芸文類聚』『北堂書鈔』『初学記』などの唐代の類書には見えない。『聾瞽指帰』に『世説新語』が受容されている可能性を考えると、¹³⁾ 典拠としては十分なようであるが、この故事は『瑠玉集』と『蒙求』の古注にも載せられているのでそれぞれ確認しておきたい。なお、重複を避けるため訓読文は省略する。

▽『瑠玉集』巻一一・聡慧篇〔四〕

楊脩、字徳祖、魏初弘農華陰人也。為曹操主簿。曹公至江南、讀曹娥碑文。背上別有八字。其辭云、黃絹幼婦外孫皐白。曹公見之不解。而謂徳祖、卿知之不。徳祖曰、知之。曹公曰、卿且勿言、待我思之。行卅里、曹公初得。令祖先説。祖曰、黄絹色

糸、絶字也。幼婦少女、妙字也。外孫女子、好字也。皐白受辛、辭字也。謂絶妙好辭。曹公笑曰、実如孤意。俗云、有智無智隔卅里、此之謂也。出語林。

▽故宮本『蒙求』「楊脩捷対」〔二一九〕

語林、楊脩字徳祖。為魏王曹操主簿。至江南讀曹娥碑。碑背上
有八字、其詞云、黄絹幼婦、外孫皐白。操不解問祖曰、卿知否。
祖曰、知。操曰、待孤思之。行卅里得之。遂令祖解。祖曰、黄
絹色々々々（色糸。色糸）絶字。幼婦少女々々（少女。少女）
妙字。外孫女々々々（女子。女子）好字。皐白受々辛々（受辛。
受辛）辭字。操曰、実如孤意。俗云、意有智无智、隔卅里也。

『瑠玉集』と『蒙求』の古注はいずれも『語林』から引用している。¹⁴⁾ 『語林』は晋の裴啓の撰であるが、佚書であり、『日本国見在書目録』にも見えない。『世説新語』が「覚三十里（三十里を覚ゆ）」とあるのに対し、『瑠玉集』と『蒙求』の古注は「隔卅里（卅里を隔つ）」とあり、『聾瞽指帰』の「遠隔卅里（遠く卅里を隔てたり）」により近い表現となっている。『蒙求』とまでは言えないにしても、少なくとも『瑠玉集』の表現を参照した可能性は指摘できよう。

四 『聾瞽指帰』の戴憑の故事をめぐる

一方、現存する『瑠玉集』には見られない故事で、『聾瞽指帰』

と近い表現を見出し得る『蒙求』の古注の例を挙げたい。次に示すのは、龜毛先生が儒教の立場から、日々努力研鑽し、善を行つていくと弁舌によつて名譽が得られることを述べた部分である。

▽『聲誓指帰』 龜毛先生論

如是則會宴講義、摧五鹿角、諸生論難、重五十筵。

(是くの如くならば則ち會宴の講義には、五鹿の角を摧き、諸生の論難には、五十の筵を重ねむ。)

「會宴講義、摧五鹿角(會宴の講義には、五鹿の角を摧き)」とは、『漢書』などに見える朱雲の故事を踏まえている。五鹿充宗は梁丘氏の『易』を修めた易学の大家であったが、朱雲がそれを論難したため、儒者たちは「五鹿岳岳、朱雲折其角(五鹿岳岳たり、朱雲其の角を折る)」と言つたのである(『漢書』朱雲伝)。この故事は『蒙求』にも「五鹿岳岳」「二八八」として載せられている。

この句と対になっているのが傍線部の「諸生論難、重五十筵(諸生の論難には、五十の筵を重ねむ)」である。これは後漢の戴憑の故事を踏まえる。『後漢書』には次のように見える。

▽『後漢書』 儒林列伝・戴憑

戴憑、字次仲。汝南平輿人也。《中略》正旦朝賀、百僚畢會。

帝令群臣能說經者更相難詰、義有不通、輒奪其席以益通者。憑

遂重坐五十餘席。故京師為之語曰、解經不窮戴侍中。在職十八

年、卒於官、詔賜東園棗器、錢二十万。

(戴憑、字は次仲。汝南平輿の人なり。《中略》正旦の朝賀に、百僚畢く會す。帝、群臣の能く經を説く者をして更がはる相難詰せしめ、義に通ぜざること有れば、輒ち其の席を奪ひて以て通ずる者に益す。憑、遂に坐を重ねること五十餘席。故に京師之れが為に語りて曰はく、「經を解して窮まらざるは戴侍中」と。職に在ること十八年、官に卒す。詔して東園の棗器、錢二十万を賜ふ。)

戴憑は經典の議論に勝つて敗者の席を奪い続け、遂には五十余りを重ねたという。『聲誓指帰』の「重五十筵(五十の筵を重ねむ)」に相当する表現は『後漢書』の「遂重坐五十餘席(遂に坐を重ねること五十餘席)」に当たるが、「諸生」に相当する言葉は「百僚」または「群臣」しか見出せない。ところが、『東觀漢記』を出典として引く『蒙求』の古注には「諸生」という表現が用いられているのである。「東觀漢記」は後漢の明帝が創修した後漢の歴史書であるが、『後漢書』が編纂されて後は次第に散佚していったため、原典を確認することはできない。そのため、『蒙求』の古注と併せて、『太平御覽』所引の『東觀漢記』の佚文も挙げておく。なお、『後漢書』との重複を避け、いずれの訓読文も省略をした。

▽故宮本『蒙求』戴憑重席「四六」

東觀漢記曰、戴馮^ト、字次仲。拜侍中。正旦朝賀、帝会群臣、諸生能說經者更相難詰、義有不通者、輒奪其席、以益通者。馮遂重坐五十餘席。故京師語曰、解經不窮戴侍中。

▽『東觀漢記』戴憑伝（『太平御覽』卷二二九、職官部十七・侍中）

東觀漢記曰、戴憑、字次仲。為侍中。正旦朝賀、百僚畢会。帝令群臣能說經者更相難詰、義有不通、輒奪其席以益通者。憑遂重坐五十餘席。故京師為之語曰、解經不窮戴侍中。

傍線部を比較すると、『東觀漢記』の佚文は『後漢書』と全く同じである。しかし、『蒙求』の古注が引く『東觀漢記』では「諸生能說經者（諸生の能く經を説く者）」とあり、『聾瞽指帰』と同様に「諸生」の語が確認できる。戴憑が五十餘席を重ねた故事は唐代の幼学書である『百二十詠詩注』や、『芸文類聚』、『北堂書鈔』、『白氏六帖事類集』などの類書にも散見するが、いずれも「諸生」という言葉は用いていない。¹⁵ 現存する『瑠玉集』の残卷や佚文には戴憑の故事が載せられていないため、「諸生」という表現が『瑠玉集』にも存在した可能性を排除することはできないが、現時点では『蒙求』の古注が『聾瞽指帰』の本文に最も近い表現を有している指摘することができる。

おわりに

『瑠玉集』の卷一二と卷一四に載せられている故事のうち、約四分の一が『蒙求』と重なる。また、『瑠玉集』卷一二・聰慧の巻頭にある「張安三篋」と「応奉五行」が『蒙求』では「応奉五行、安世三篋」「三九九、四〇〇」と二句一対になっているように、¹⁶ 『蒙求』で対になる故事が『瑠玉集』の同じ篇の中に載せられている例が見られる。いくつか挙げると、例えば、卷一四・嗜酒には、既に挙げた「阮宣杖頭、畢卓甕下」「二〇一、二〇二」のほかに、「陳遵投轄、山簡倒載」「一六九、一七〇」の故事が載せられている。さらに、卷一四・美人に「平叔傅粉、弘治凝脂（故宮本は「弘治凝脂」に作る）」「二五九、二六〇」、卷一四・醜人に「孟陽擲瓦、賈氏如皐」「四三三、四三四」、卷一四・別味に「苻朗皂白（『瑠玉集』と真福寺本は「苻朗皂白」に作る）、易牙淄澠」「五六五、五六六」というように、『蒙求』の故事の組み合わせと『瑠玉集』の分類にある程度共通性を見出すことができるのである。『瑠玉集』の類書的な性格上、特記すべきことではないかもしれないが、表現上の重なりも見られることと併せて考えると、三木雅博氏の指摘にもあったように、¹⁷ 『瑠玉集』と『蒙求』の間には何らかの関係性があつたということかもしれない。

一方で、『蒙求』というテキストを扱う上での難しさもある。池田利夫氏は「蒙求は幼学書なるがゆえか、現に蒙求の影が見えても、古注釈家は蒙求の書名を掲げずして、原拠の典拠を示すのを例とする」と指摘する^⑧。日本人の教養の根底に『蒙求』の影響があったとしても、幼学書としての性格ゆえに典拠として認定することには難しさが伴うのである。また、平安時代後期に藤原範兼(一一〇七—一一六五)が著した『和歌童蒙抄』の研究に関連して、田中幹子氏は院政期の漢学者にとつて『蒙求』が他の類書より一段下がるものとして捉えられていた可能性についても言及している^⑨。このことは、既に述べたように、『日本国見在書目録』に『蒙求』が著録されていないことと無関係ではないかもしれないし、『枕草子』一五四段で『蒙求』の古注から朱買臣の故事を学んだとされる清少納言が、同書一九七段で「文は文集。文選、新賦。史記、五帝本紀。願文。表。博士の申文。」として、『蒙求』を挙げていないことも思い合わされる。

本稿では『聾瞽指帰』に引用される故事をいくつか取り上げて、『珮玉集』と『蒙求』の古注について検討を行ってきた。幼学書という性格ゆえの問題や、現存する資料のみを使って検討せざるを得ないという制約はあるが、本文を詳細に比較することで少しずつ明らかにできたこともある。現時点では『聾瞽指帰』に『蒙求』の古

注が直接影響を与えたとは言いえないが、『珮玉集』と『蒙求』の古注との間には直接的または間接的な影響があった可能性があること、『珮玉集』や『蒙求』の古注に見られる表現が『聾瞽指帰』に受容されていることは指摘できそうである。今回は僅かな故事の検討にとどまったが、今後は更に用例を拾い上げ、研究を積み重ねることで、空海の初期の学問世界を解明していくことができるのではないだろうか。

注

*引用した本文は『聾瞽指帰』『三教指帰』は定本弘法大師全集、『日本国見在書目録』は日本書目大成、『蒙求』の故宮本と書陵部本は池田利夫編『蒙求古註集成』上巻(汲古書院、一九八八年)、『世説新語』は中国古典文学基本叢書、『珮玉集』は柳瀬喜代志・矢作武『珮玉集注釈』(汲古書院、一九八五年)、『後漢書』は中華書局、『太平御覧』は台湾商務印書館影印、『東觀漢記』は中国史学基本典籍叢刊、『枕草子』は新日本古典文学大系、『日本三代実録』は新訂増補国史大系に拠り、傍線・波線・傍点を付し、適宜、句読点等を私に改めた。

①『三教指帰』には空海真作説と偽作説がある。前者については太田次男「東寺宝善提院三密蔵『三教勸注抄』巻五(鎌倉初写本)について——附・本文の翻印——」(『空海及び白楽天の著作に係わる注釈書類の調査研究』中)勉誠出版、二〇〇七年。初出は一九九九年、大柴清圓「再論『三教指帰』真作説」(『高野山大学密教文化研究所紀要』二九、二〇一六年三月)、後者については向井隆健「御遺告」成立順と『三教

指帰』序文との関係——上山春平著『空海』を読んで』（『豊山学報』三六・三七合併号、一九九二年三月）、河内昭園『三教指帰と空海——偽撰の文章論』（法蔵館、二〇一七年）などがある。ただし、『警誓指帰』が延暦十六年に空海によって著されたという見解についてはほぼ一致している。なお、空海の十大弟子の一人である真清（八〇〇～八六〇）の作と伝える「空海僧都伝」や「大僧都空海伝」（『続日本後紀』承和二年（八三五）三月庚午（二五日）条）は、空海が『三教指帰』を一八歳で著したとする。いずれにしても空海の初期の学問や思想を知る上で、『警誓指帰』は重要な作品と言える。

② 柳瀬喜代志・矢作武『瑠玉集注釈』（汲古書院、一九八五年）の「解説」参照。

③ 三木雅博氏は「空海は、初学者が見当もつかないような特殊な文献を典拠として多用しているのではなく、むしろ、初学者にとつてなじみやすい文献（たとえば『瑠玉集』などはその有力なものの一つではないか）に採られている話を多く典拠に用いて、この書物を書いているのではないだろうか。」と指摘している（『童子教』の成立と『三教指帰』『平安朝漢文学鉤沈』和泉書院、二〇一七年。初出は一九九七年）。

④ 河野貴美子氏は成安の『三教指帰注集』や藤原敦光（二〇六三～一一四四）の『三教勘注抄』など、平安時代後期に作られた空海の著作に対する注釈書について、「このように注釈書の情報は空海自身の作文環境の推察を可能とし、また空海の文を学んだ後世の人びとの学習環境や空海ゆかりの書物群が平安期を通じていかに継承されたかをも知る手がかりとなる。」と指摘している（『空海の文事を通してみる平安朝文学史の一考察』『国語と国文学』九八・五、二〇二二年五月）。

⑤ 『日本三代実録』元慶二年（八七八）八月二五日条には次のように見える。

『警誓指帰』における中国故事の受容に関する一考察

是日、皇弟貞保親王於披香舍始読蒙求。従四位下行式部大輔兼美濃権守橘朝臣広相侍読。小会置宴。右大臣特喚従五位上守左少弁巨勢朝臣文雄、文章博士従五位下兼行大外記越前権介都朝臣良香、従五位下兼行大外記島田朝臣良臣、正六位上行少内記菅野朝臣惟肖等数人、令賦詩。管絃間奏。夜分而罷。賜祿有差。

（是の日、皇弟貞保親王披香舎に於いて始めて蒙求を読む。従四位下行式部大輔兼美濃権守橘朝臣広相侍読。小会して宴を置く。右大臣（藤原基経）特に従五位上守左少弁巨勢朝臣文雄、文章博士従五位下兼行大外記越前権介都朝臣良香、従五位外行大内記島田朝臣良臣、正六位上行少内記菅野朝臣惟肖等数人を喚して、詩を賦せしむ。管絃間奏す。夜分にして罷る。祿を賜ること差有り。）

⑥ 注③前掲論文。

⑦ 成安の『三教指帰注集』には次のように見える。

瑠玉集云、孫康貧無油。常映雪讀書。又云、車胤字武子、家貧無有灯燭。乃取數十螢火、以絹紙盛之、懸照讀書。於後位至司徒也。

（『瑠玉集』に云はく、「孫康 貧しくして油無し。常に雪に映じて書を読む」と。又云はく、「車胤 字は武子、家貧しくして灯燭有る無し。乃ち数十の螢火を取り、絹紙を以て之れを盛り、懸け照らして書を読む。後にして位は司徒に至るなり」と。）

⑧ 注③前掲論文。

⑨ 注③前掲論文。

⑩ 『警誓指帰』の「二百青鳧、常懸杖頭（二百の青鳧は、常に杖頭に懸く）」という表現に対して、故宮本「蒙求「阮脩杖頭」「二〇」は「常歩行、以百錢挂杖頭（常に歩行するに、百錢を以て杖頭に掛け）」、『瑠玉集』は「每歩行、以百錢着掛杖頭（歩行する毎に、百錢を以て着けて杖頭に掛け）」とあり、表現上は『瑠玉集』よりも『蒙求』の古注

の方が『聾瞽指帰』にやや近い。ただし、『世説新語』の本文も『蒙求』の古注とはほぼ同じ表現であるため、『蒙求』の古注を直接の典拠と見做すことは難しい。

▽『珣玉集』巻一四・嗜酒「七」

阮宣、字子常。晋時陳留人也。為性好酒、不慕榮祿。每步行、以百錢着掛杖頭、至酒店上、独酣暢而与錢尽歸。明日還復然也。出□□。

(阮宣、字は子常。晋の時の陳留の人なり。性と為り酒を好み、榮祿を慕はず。歩行する毎に、百錢を以て着けて杖頭に掛け、酒店の上に至れば、独り酣暢して錢を与へ尽して帰る。明日還復た然るなり。□□に出づ。)

▽『世説新語』任誕「一八」

阮宣子、常步行、以百錢掛杖頭、至酒店便独酣暢。雖当世貴盛、不肯語也。

(阮宣子、常に歩行するに、百錢を以て杖頭に掛け、酒店に至れば便ち独り酣暢す。当世の貴盛と雖も、肯て語らざるなり。)

- ⑪ なお、『三教指帰注集』は畢卓の故事を『芸文類聚』から、阮脩の故事を『珣玉集』から引用している。また、『三教勸注抄』はいずれの故事も『晋書』から引用している。

- ⑫ 曹娥は後漢の孝女。一四歳の時に父の後を追って入水したという(『後漢書』孝女曹娥伝)。

- ⑬ 例えば、河野貴美子氏は『三教指帰』亀毛先生論の「戴淵変志、登將軍位、周処改心、得忠孝名(戴淵志を変へて、將軍の位に登り、周処心を改めて、忠孝の名を得たり)」「聾瞽指帰」龜毛先生論も同文)について、「これは明らかに『世説新語』自新篇の戴淵と周処の故事に基づく一節である」と指摘している(注④前掲論文)。

- ⑭ 『隋書』経籍志の子部・小説家類に「語林十卷、東晋処士裴啓撰。亡」とあり、『世説新語』と同じ小説家類に載せられている。「語林は、世説新語の先駆となった書」という(興膳宏・川合康三『隋書経籍志詳攷』汲古書院、一九九五年)。

- ⑮ 戴憑が五十餘席を重ねた故事は『百二十詠詩注』(席「〇七二」、經「〇八一」)、『芸文類聚』(卷四・歲時中・元正、卷六九・服飾部上・薦席)、『北堂書鈔』(卷五八・設官部十・侍中「戴憑解經不窮」、卷九八・芸文部四・談講「義有不通輒奪其席」、卷一三三・服飾部二・席「不通輒奪」、卷一五五・歲時部三・元正「百僚畢會」)、『白氏六帖事類集』(卷四・席「独坐五十」、卷二六・講論「重席」)に引かれている。

- ⑯ ただし、故宮本は上卷「一〇三〇二」のみ、真福寺本は下卷の一部「四〇七〇五七六」しか残っていないため、古注の内容までは確認できない。

- ⑰ 注③前掲論文。

- ⑱ 池田利夫編『蒙求古註集成』上卷(汲古書院、一九八八年)の「序」参照。

- ⑲ 田中幹子『和歌童蒙抄』についての一考察——『古注蒙求』との関係——(『中世文学』三五、一九九〇年)参照。

- 〔付記〕二〇二〇年二月六日、同志社大学国文学会研究発表会・講演会(於Zoom)で「聾瞽指帰」における中国故事の受容」と題して口頭発表したものを加筆修正した。また、本稿は科学研究費補助金(研究活動スタート支援)「平安朝漢文学における中国故事の研究——『蒙求』の古注を端緒として——」(課題番号20K21972)による成果の一部である。